



厚生労働省発健0401第4号

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業許可書

公益財団法人 日本骨髄バンク

平成26年3月5日付けで申請のあった、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業について、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第17条の規定により許可する。

平成26年4月1日

厚生労働大臣

田村

憲久

